

議案第56号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について
養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例

養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「保険者である国、地方公共団体」を「保険者である地方公共団体」に改める。

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第2号に規定する所得割の額を算定する場合には、前項第2号に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を養父市内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

議案第56号 養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（<u>保険者である国、地方公共団体を除く。</u>）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。ただし、乳幼児等に係るものを除く。）をいう。</p> <p>(16)～(19) (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（<u>保険者である地方公共団体を除く。</u>）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。ただし、乳幼児等に係るものを除く。）をいう。</p> <p>(16)～(19) (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>2</u> 前項第2号に規定する所得割の額を算定する場合には、前項第2号に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を養父市内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p><u>3</u> (略)</p>